第三条第三項中「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」を「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する政令」に改める。

第四条中「に課する暫定不当廉売関税」を「又は暫定不当廉売関税賦課貨物に課する不当廉売関税」に改める。

本則に次の一条を加える。

（還付の計算期間等）

第五条　特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に係る第一条の規定により課される不当廉売関税の法第八条第三十二項の規定による還付の請求は、毎年十二月一日から翌年十一月三十日までの期間（以下この条において「計算期間」という。）ごとに、当該計算期間内に輸入された特定貨物又は暫定不当廉売関税賦課貨物に係る同項に規定する要還付額に相当する額について、しなければならない。

附　則

この政令は、平成二十九年十二月二十八日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十四号

炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第九項及び第三十七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（課税物件）

第一条　第一号に掲げる貨物であって、第二号に掲げる国を原産地とするもののうち、第三号に掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨物」という。）には、関税定率法（以下「法」という。）第八条第九項の規定により、同項第一号に規定する暫定的な関税（以下「暫定不当廉売関税」という。）を課する。

一　法の別表第七三〇七・九三号に掲げる継手（突合せ溶接式のものに限る。第三条第一項及び第二項において単に「継手」という。）のうち炭素鋼製のもの（同表第七二類の注1(d)の鋼を材料として製造されたもののうち、同表第七二類の注1(f)のその他の合金鋼を材料として製造されたものを除く。同条第三項において「炭素鋼製突合せ溶接式継手」という。）

二　大韓民国又は中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。次条及び第三条第二項において「中国」という。）

三　この政令の施行の日から平成三十年四月二十七日までの期間

2　この政令における原産地については、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第四条の二第四項に定めるところによる。

（税率）

第二条　特定貨物に課する暫定不当廉売関税の税率は、大韓民国を原産地とするものにあっては六十九・二パーセント（ティーケー・コーポレーション（TK　CORPORATION）により生産された特定貨物にあっては、四十一・八パーセント）、中国を原産地とするものにあっては五十七・三パーセントとする。

（提出書類）

第三条　税関長は、継手又は保税工場若しくは総合保税地域において行われた継手を原料の一部とする製造による製品である外国貨物を輸入しようとする者に対し、当該継手の原産地を証明した書類を提出させることができる。

2　税関長は、大韓民国若しくは中国を原産地とする継手又は保税工場若しくは総合保税地域において行われた大韓民国若しくは中国を原産地とする継手を原料の一部とする製造による製品である外国貨物を輸入しようとする者に対し、当該継手の材料を証する書類その他暫定不当廉売関税の適用の判断のために必要な書類を提出させることができる。

3　大韓民国を原産地とする炭素鋼製突合せ溶接式継手又は保税工場若しくは総合保税地域において行われた大韓民国を原産地とする炭素鋼製突合せ溶接式継手を原料の一部とする製造による製品である外国貨物を輸入しようとする者は、当該炭素鋼製突合せ溶接式継手の生産者の作成した当該炭素鋼製突合せ溶接式継手の生産を証する書類その他税率の適用のために必要な書類を税関長に提出しなければならない。

4　関税法施行令第六十一条第二項及び第三項の規定は第一項の書類について、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十八条の規定は前三項の書類について、それぞれ準用する。この場合において、関税法施行令第六十一条第二項中「同号の便益を受けようとする」とあるのは「その証明に係る」と、関税暫定措置法施行令第二十八条中「前条第一項」とあるのは「炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（平成二十九年政令第三百二十四号）第三条第一項から第三項まで」と、「蔵入れ申請等がされる物品については、当該蔵入れ申請等。以下この章において同じ」とあるのは「当該証明に係る物品について蔵入れ申請等がされる場合（以下この条において「蔵入れ申請等の場合」という。）にあっては当該蔵入れ申請等とし、当該証明に係る物品が特例申告に係る貨物である場合（蔵入れ申請等の場合を除く。）にあっては当該特例申告とする」と読み替えるものとする。

（関税法の適用）

第四条　特定貨物に課する暫定不当廉売関税及び法の別表の税率（条約中に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合にあっては当該特別の規定による税率、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の二第一項第三号の規定の適用がある場合にあっては同号の税率とする。）による関税については、それぞれ別個の関税として関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二章の規定を適用する。

附　則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

金融商品取引法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十二月二十七日

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三